

**令和8年度 Fukushima Tech Create 成果発表会業務委託
公募型プロポーザル募集要領**

1 目的

本事業は、公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構（以下「イノベ機構」という。）が実施しているイノベーション創出プラットフォーム事業「Fukushima Tech Create」（以下「FTC」という。）の3つの支援プログラム（ビジネスアイデア事業化プログラム、アクセラレーションプログラム、先導技術事業化アクセラレーションプログラム）に採択された企業や個人等が事業内容や支援プログラムの成果を、資金提供者や協業先等に対してプレゼンテーションすることにより、支援プログラム参加者の事業進展に繋がることを目的に実施する。

2 委託業務概要

(1) 業務名

令和8年度 Fukushima Tech Create 成果発表会業務

(2) 業務委託者の選択方法

公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）

(3) 委託予定期間

契約締結日から令和9年2月26日（金）まで

(4) 業務内容

別添「令和8年度 Fukushima Tech Create 成果発表会業務委託仕様書」のとおり。

3 委託契約上限金額

15,400,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

4 スケジュール

令和8年6月 5日(金)	プロポーザルの募集要領をホームページにより公告
令和8年6月12日(金)正午まで	質問書の提出期限
令和8年6月16日(火)	質問書への回答
令和8年6月19日(金)17時まで	参加表明提出期限
令和8年7月 3日(金)17時まで	企画提案書提出期限
令和8年7月10日(金)予定	審査会（プレゼンテーション）の実施
令和8年7月13日(月)予定	審査結果の通知
令和8年7月14日(火)以降	契約締結

5 参加資格等

プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）は、以下の要件を全て満たす者とする。

- (1) 本委託の業務遂行能力を有する者（過去に本委託に類似する業務を実施した実績を有する者）であること。
- (2) 提出資料の受付期間において、福島県が行う工事もしくは製造請負、庁舎維持管理業務委託、物品の買入れ又は修繕契約の入札について、指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 提案資料の受付期間において、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下これを「暴力団員等」という。）でないこと。
- (5) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員。
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

6 募集要領および各種様式等の交付

募集要領及び各種様式等の電子データは、イノベ機構のホームページから取得できる。

イノベ機構ホームページ <https://www.fipo.or.jp/>

7 質問等の受付

(1) 受付期限

令和8年6月12日（金）正午まで

(2) 提出方法

質問書（第1号様式）により、イノベ機構担当宛に電子メールにより提出し、送信後は併せて電話で担当宛に送信した旨を連絡すること。

なお、これ以外の方法による質問の受付は行わない。

(3) 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、イノベ機構のホームページに公表する。なお、個別の回答は行わない。

8 参加表明書の提出期限及び提出方法

(1) 提出期限

令和8年6月19日（金）17時まで

(2) 提出方法

事務局まで下記について、イノベ機構宛てに電子メールで提出の上、必ず電話にて送付した旨を連絡すること。

ア 参加表明書（第2号様式）

イ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（第3号様式）

(3) その他

ア 参加表明書の提出がない者の企画提案は受け付けない。

イ 参加者は、参加表明書（第2号様式）の提出をもって、本募集要領の記載内容を承諾したものとみなす。

ウ 参加者は、複数の企画提案を行うことはできない。

9 企画提案書等の提出期限等

(1) 提出期限

令和8年7月3日（金）17時まで

(2) 提出書類

事務局まで下記各書類を紙媒体2部及び電子媒体1部（電子媒体はメール送付可）にて持参又は郵送すること（郵送による場合、提出期限内必着とする）。

ア 企画提案書

任意様式（日本産業規格A列4番、カラー両面印刷20ページ以内とし、縦・横を問わない）

イ 参考見積書

任意様式（業務ごとに作成するものとし、各項目に対応した内訳も記載すること）

ウ 会社概要（第4号様式）

- エ 業務実施体制書及び担当者経歴書（第5号様式、第6号様式）
- オ 企画提案書の提案ポイント（第7号様式）
- カ 委託業務実施工程表（任意様式）
- キ 本業務と同程度の規模のイベントに関して受託した事業（官民間問わず）の実績一覧（任意書式）

(3) 作成上の留意点

(2) キについては、「5(1)」の業務を記載し、参加資格を満たしていることを確認できる書類を1部添付すること。

10 企画提案書の無効

次の各号のいずれかに該当する場合、参加表明書及び企画提案書（以下「提案書等」という。）は無効とし、プロポーザルに参加できないものとする。

- (1) 提出者が上記5に定める参加資格等を満たしていない場合。
- (2) 同一の者が2つ以上の提案書等を提出した場合。
- (3) 提案書等の提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合。なお、提出期限の日までに提案書等が到着しないことを理由に提案書等を無効とした場合、一般書留又は簡易書留による配達記録を有さない者からの異議は受け付けない。
- (4) 虚偽の内容が記載されている場合。
- (5) 委託契約上限額の範囲内に収まっていない場合、提示した業務内容と大きくかけ離れている場合、又は提案内容に対して見積もりが不適切な場合。
- (6) 提案書等の提出から契約までの間に、提案書等で提示した業務実施体制に記載した担当者が本業務に携わることが困難になった場合。ただし、病気、事故、退職等、やむを得ない事情がある場合を除く。
- (7) プレゼンテーション当日に出席しなかった場合。ただし、交通事故や自然災害等の不測の事態が発生し、プレゼンテーション開始時刻に到着できなかった場合を除く。

11 提案書等の取扱い

提出された提案書等の取扱いは、次の各号による。

- (1) 提出された提案書等は返却しない。
- (2) 提案書等の作成及び提出に要する費用、並びにプレゼンテーションに要する費用は、参加者の負担とする。
- (3) 提出された提案書等は、審査及び説明を目的として、その写しを作成し使用することができるものとする。
- (4) 提出された提案書等は、参加者の情報保護の観点から、原則として非開示とする。ただし、提出書類に虚偽の記載があった場合等、必要に応じて開示することがある。なお、開示する際は、提案書等の写しを作成し、使用することができるものとする。
- (5) 提出書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出すること。

12 選定方針

(1) 選定方式

業務受託者の選定は、別途設置する「令和8年度 Fukushima Tech Create 成果発表会業務委託事業プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」）」が行うものとする。審査委員会は、提案書等の内容を総合的に評価し、業務受託予定者（随意契約の予定者）を選定する。

なお、提案書等の提出状況によって審査のスケジュールが変更になる場合がある。

(2) プロポーザル審査

提出のあった提案書等について、プレゼンテーションを受けて最も優れた参加者を選定する。

ア 日時 令和8年7月10日（金）

イ 場所 イノベ機構大会議室（福島市中町1番19号 中町ビル6階）（予定）

ウ 概要

- ① 社当たりの出席者は3名以内とする。
- ② 1提案者当たりの時間は、25分程度とする（15分以内のプレゼンテーション、10分程度の質疑。）。
- ③ プレゼンテーションに使用する資料は提案書等と同じ内容とし、追加の資料の配付は認めない。
- ④ プレゼンテーションにおけるプロジェクター等の使用は認めない。
- ⑤ プレゼンテーションの日時や場所の詳細は、参加表明書の提出のあった者に別途通知する。
- ⑥ 審査の結果、上位複数者が同評価であった場合は、参考見積額をより低価格で提案したものに決定する。
- ⑦ 審査結果はプレゼンテーション審査に参加した全者に対して、メールで通知する。
- ⑧ 選定されなかった者は、その通知が到達した日から起算して7日（土曜日、日曜日及び祝日を除く）以内に、書面により選定結果についての説明を求めることができる。また、その回答は、当該書面がイノベ機構に到達した日から起算して10日以内に行う。回答の内容は「最優秀者の企業名と最優秀者及び請求者の審査総得点」とする。

(3) 審査基準

審査基準は次のとおりとする。

審査項目	評価の視点	配点
業務遂行能力等		40点
業務体制	業務を実施する上で十分な体制であるか。	
スケジュール	業務を円滑かつ効果的に実施できるスケジュールであるか。	
業務実績	本委託と類似の業務の受注実績があるか。	
企画提案内容		60点
業務理解	本委託の目的や業務内容を理解しているか。	
企画性	提案されたコンセプトやアピールポイントは的確か。	
計画実現性	提案された計画は実現性が高いものとなっているか。	
独創性	仕様書に記載されている内容以外に、当事業の効果を高める提案が組み込まれているか。	
業務経費	業務経費は適正であるか。	
合計		100点

13 業務の契約

審査委員会が選定した最も優れた企画提案をした参加者と契約交渉を行うが、上記10の提案書無効条項等に該当する場合（提案書等の提出から契約までの間に該当することになった場合を含む。）は、その者とは契約の締結は行わない。なお、この場合は、次点の者を契約候補者とする。

14 その他

- (1) 企画提案のあった規模を下回ることはできない。実現可能な提案とすること。
- (2) 提案書等に基づく履行ができなかった場合は、契約金額の減額、損害賠償、契約解除、違約金などの措置を行う場合がある。

15 問合せ及び各種書類の提出先

〒960-8043

福島県福島市中町1番19号 中町ビル6階

公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構 事業創出支援課

電話 024-581-7045

E-mail: jigyoshien@fipo.or.jp